



千葉労働局発表  
令和元年11月25日

【照会先】

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 若林 正一

職業対策課長補佐 日暮 信義

高齢者対策担当官 鈴木 ひろ子

(直通電話) 043-221-4392

報道関係者 各位

## 令和元年「高齢者の雇用状況」集計結果

— 高齢者雇用確保措置のある企業、66歳以上働ける企業 共に進展 —

千葉労働局（局長 友藤 智朗）では、今般、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和元年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

### 1 65歳までの高齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ① 65歳までの雇用確保措置のある企業は99.9%（前年から0.3<sup>※</sup>ポイント増加）
- ② 65歳定年企業は23.1%（前年から1.3<sup>※</sup>ポイント増加）

### 2 66歳以上働ける企業の状況

- ① 66歳以上働ける制度のある企業は38.4%【全国4位、全国平均は30.8%】
- ② 70歳以上働ける制度のある企業は36.6%【全国4位、全国平均は28.9%】
- ③ 定年制廃止企業は5.0%（前年から0.3<sup>※</sup>ポイント増加）

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業4,758社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

千葉労働局・ハローワークでは、65歳以上への定年の引上げや定年の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のための支援策である「65歳超雇用推進助成金」の活用促進を図り、生涯現役社会の実現に取り組みます。

また、法により義務付けられた雇用確保措置が実施できていない7社（報告対象企業の0.1%）に対しては、重点的な個別指導を実施し、早期改善を図ります。

**【集計結果の主なポイント】** ※[ ]は対前年差

<p><b>1 高年齢者雇用確保措置の実施状況</b>          高年齢者雇用確保措置を実施している企業割合は99.9% [0.3ポイント増加]          ① 中小企業では 99.8%の実施 [0.2ポイント増加]          ② 大企業では 100.0%の実施 [変動なし]</p>
<p><b>2 定年制の廃止及び65歳以上定年企業の状況</b>          定年制の廃止及び65歳以上定年企業は1,483社 [138社増加]、報告対象企業4,758社に対する割合は31.2% [2.0ポイント増加]          ① 定年制廃止企業は238社 [21社増加]、企業割合5.0% [0.3ポイント増加]          ② 65歳以上定年企業は1,245社 [117社増加]、企業割合は26.2% [1.7ポイント増加]              【定年制の廃止企業】                  ・ 中小企業では235社 [22社増加]、企業割合5.4% [0.4ポイント増加]                  ・ 大企業では3社 [1社減少]、企業割合0.8% [0.3ポイント減少]              【65歳以上定年企業】                  ・ 中小企業では1,182社 [108社増加]、企業割合27.0% [1.6ポイント増加]                  ・ 大企業では63社 [9社増加]、企業割合16.8% [2.0ポイント増加]</p>
<p><b>3 66歳以上働ける制度のある企業の状況</b>          66歳以上働ける制度のある企業は1,829社 [239社増加]、企業割合は38.4% [3.8ポイント増加]【表7・表10参照】          ① 中小企業では1,707社 [217社増加]、企業割合38.9% [3.7ポイント増加]          ② 大企業は122社 [22社増加]、企業割合32.5% [5.0ポイント増加]</p>
<p><b>4 70歳以上働ける制度のある企業の状況</b>          70歳以上働ける制度のある企業は1,743社 [226社増加]、企業割合は36.6% [3.6ポイント増加]【表8・表10参照】          ① 中小企業では1,629社 [207社増加]、企業割合37.2% [3.6ポイント増加]          ② 大企業では114社 [19社増加]、企業割合30.4% [4.3ポイント増加]</p>

<集計対象>

千葉県内の常時雇用する労働者が31人以上の企業 4,758社（昨年度実績 4,600社）

企業規模区分		企業数	対前年差
合計		4,758社	158社 (3.4%増)
大企業	301人以上規模	375社	11社 (3.0%増)
中小企業	小計	4,383社	147社 (3.5%増)
	31～50人規模	1,837社	54社 (3.0%増)
	51～300人規模	2,546社	93社 (3.8%増)

## 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

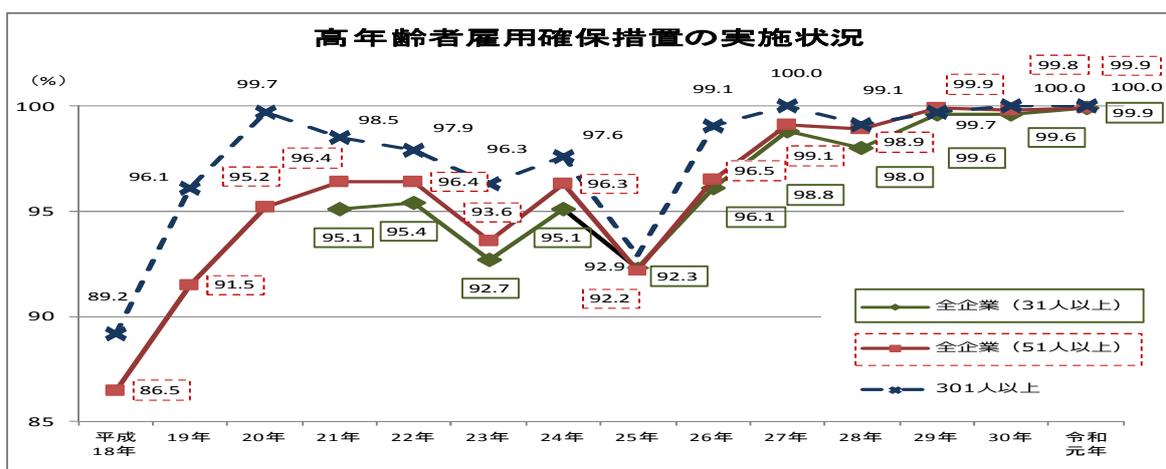
### (1) 全体の状況【表 1 参照】

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業は 4,751 社、99.9%[0.3 ポイント増加]、51 人以上規模の企業で 2,920 社、99.9%[0.1 ポイント増加]となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は 7 社、0.1%[0.3 ポイント減少]、51 人以上規模企業で 1 社、0.1%[0.1 ポイント減少]となっている。

### (2) 企業規模別の状況【表 1 参照】

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 375 社、100.0%[変動なし]、中小企業では 4,376 社、99.8%[0.2 ポイント増加]となっている。

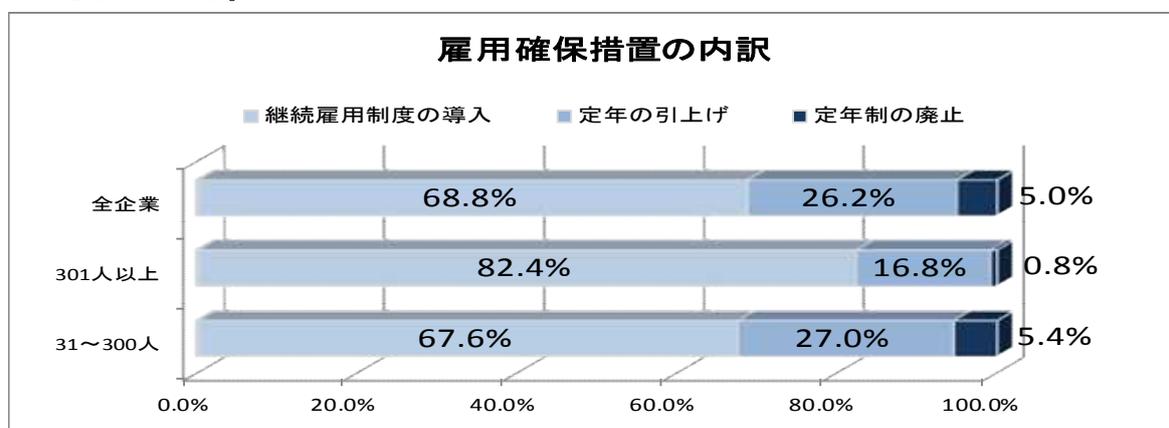


※ 平成 25 年 4 月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成 24 年と 25 年の数値は単純比較できない。

### (3) 雇用確保措置の内訳【表 3-1 参照】

定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。

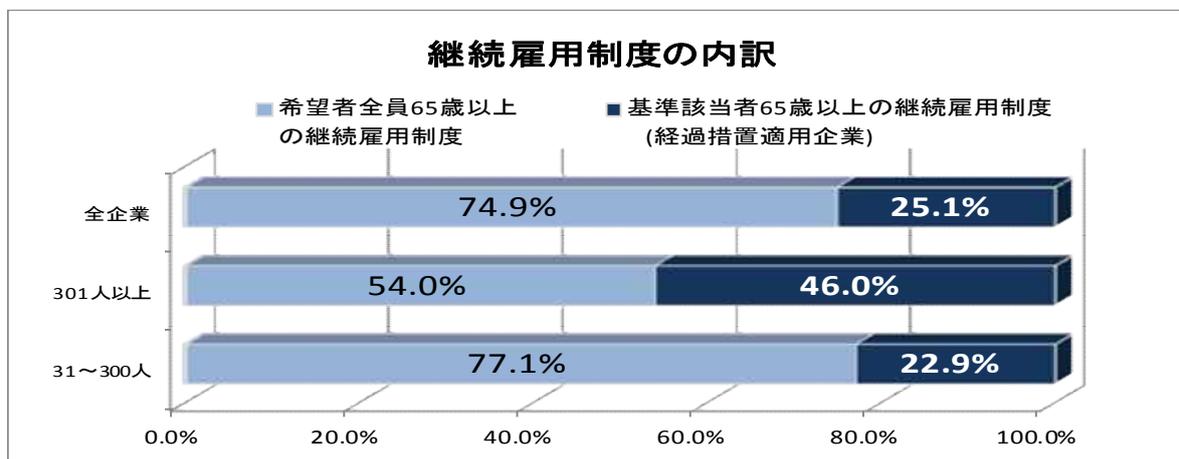
- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 5.0% (238 社)、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 26.2% (1,245 社)、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 68.8% (3,268 社) となっている。



(4) 継続雇用制度の内訳【表 3-2 参照】

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(3,268 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 74.9% (2,449 社) [2.3 ポイント増加]、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 25.1% (819 社) [2.3 ポイント減少]となっている。



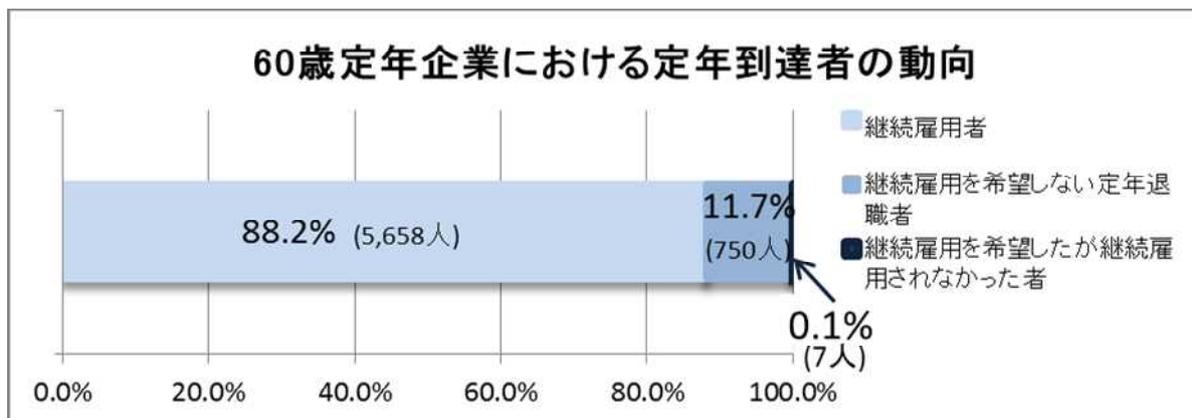
(5) 継続雇用先の内訳【表 3-3 参照】

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(3,268 社)の継続雇用先について、自社のみである企業は 95.8% (3,132 社) [0.2 ポイント増加]、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は 4.2% (136 社) [0.2 ポイント減少]となっている。

## 2 60歳定年到達者の動向

### (1) 定年到達者の動向【表 4-1 参照】

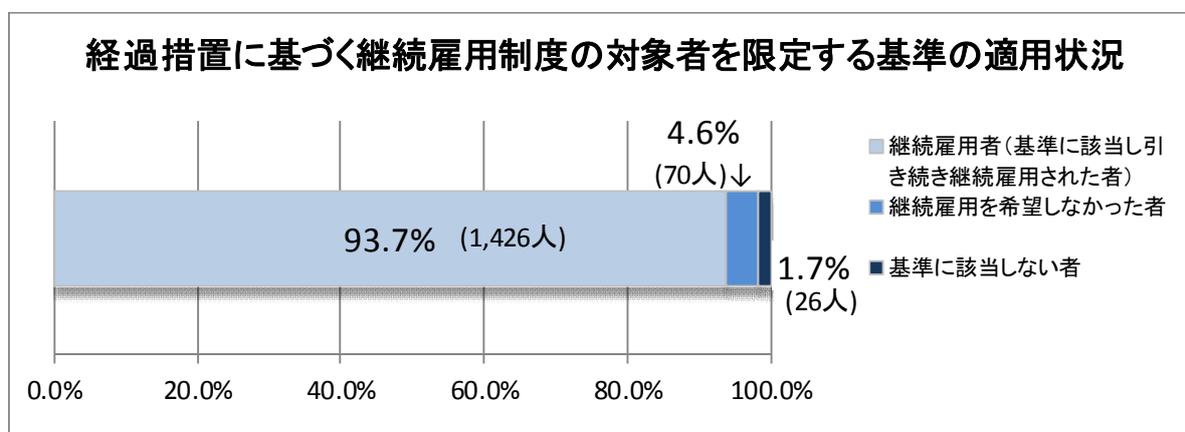
過去1年間(平成30年6月1日から令和元年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(6,415人)のうち、継続雇用された者は5,658人(88.2%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は158人)、継続雇用を希望しない定年退職者は750人(11.7%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は7人(0.1%)となっている。



### (2) 経過措置※に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況【表 4-2 参照】

過去1年間(平成30年6月1日から令和元年5月31日)に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(63歳)に到達した者(1,522人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は1,426人(93.7%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は70人(4.6%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は26人(1.7%)となっている。

※ 改正高年齢者雇用安定法の施行(平成25年4月1日)の際、既に労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている事業主は、対象者の年齢を令和7年3月31日まで段階的に引き上げながら当該基準を定めて用いることができるとされる。



### 3 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(1) 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況【表5参照】

① 定年制を廃止している企業は、238社[21社増加]、報告した全ての企業に占める割合は5.0%[0.3ポイント増加]となっている。

○ 中小企業では235社[22社増加]、5.4%[0.4ポイント増加]、

○ 大企業では3社[1社減少]、0.8%[0.3ポイント減少]となっている。

② 65歳以上定年企業は、1,245社[117社増加]、報告した全ての企業に占める割合は26.2%[1.7ポイント増加]となっている。

○ 中小企業では1,182社[108社増加]、27.0%[1.6ポイント増加]、

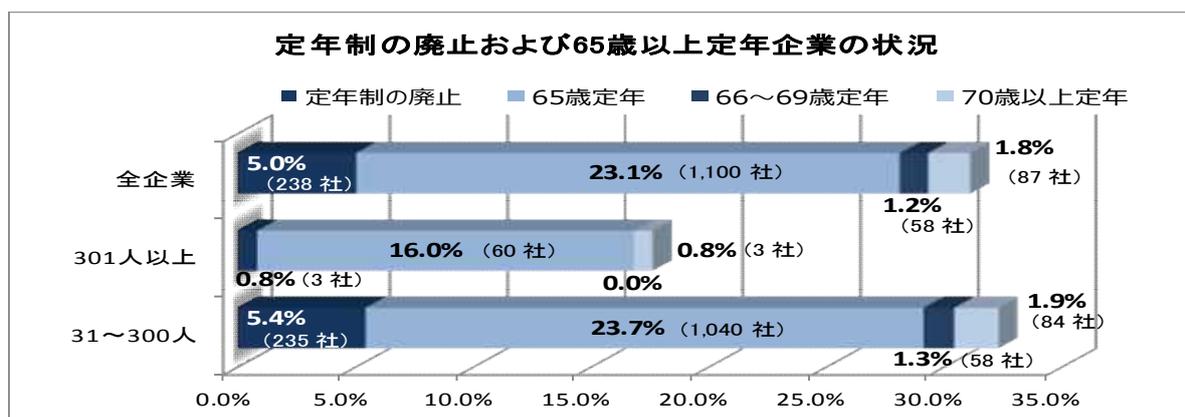
○ 大企業では63社[9社増加]、16.8%[2.0ポイント増加]となっている。

③ 定年年齢別に見ると

○ 65歳定年の企業は1,100社[99社増加]、23.1%[1.3ポイント増加]、

○ 66～69歳定年の企業は58社[8社増加]、1.2%[0.1ポイント増加]、

○ 70歳以上定年の企業は87社[10社増加]、1.8%[0.1ポイント増加]となっている。

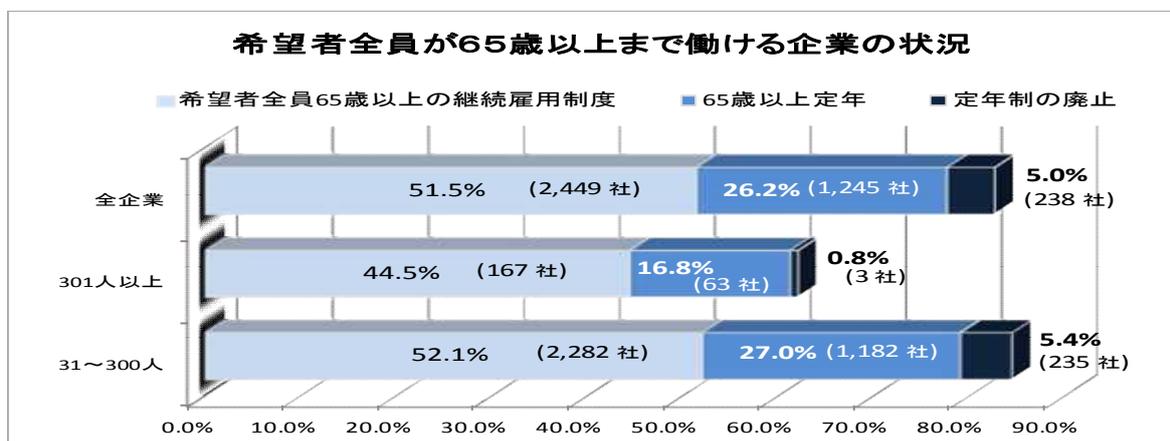


(2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況【表6参照】

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は、3,932社[238社増加]、報告した全ての企業に占める割合は82.6%[2.3ポイント増加]となっている。

① 中小企業では3,699社[216社増加]、84.4%[2.2ポイント増加]、

② 大企業では233社[22社増加]、62.1%[4.1ポイント増加]となっている。



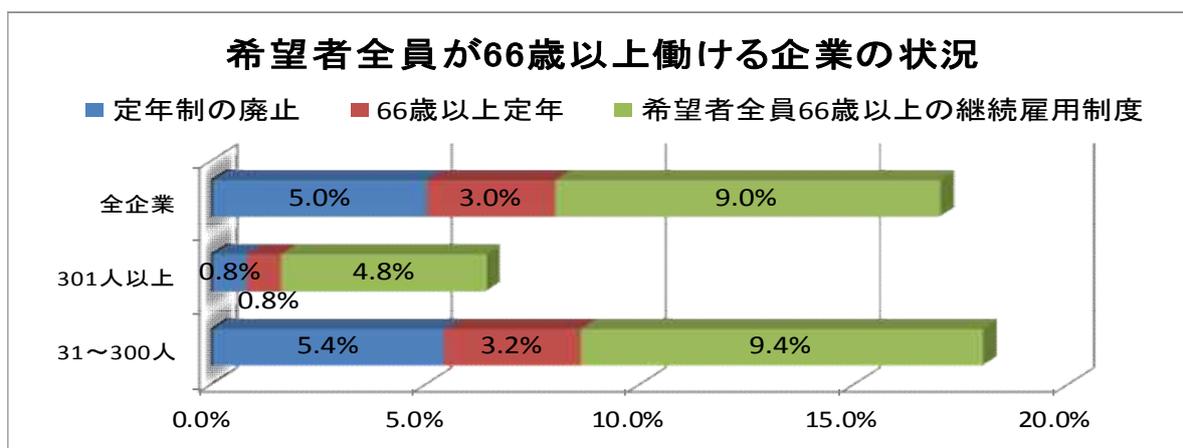
## 4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

### (1) 66歳以上働ける制度のある企業の状況【表7参照】

66歳以上働ける制度のある企業は、1,829社、報告した全ての企業に占める割合は38.4%となっている。

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、811社[143社増加]、報告した全ての企業に占める割合は17.0%[2.5ポイント増加]となっている。

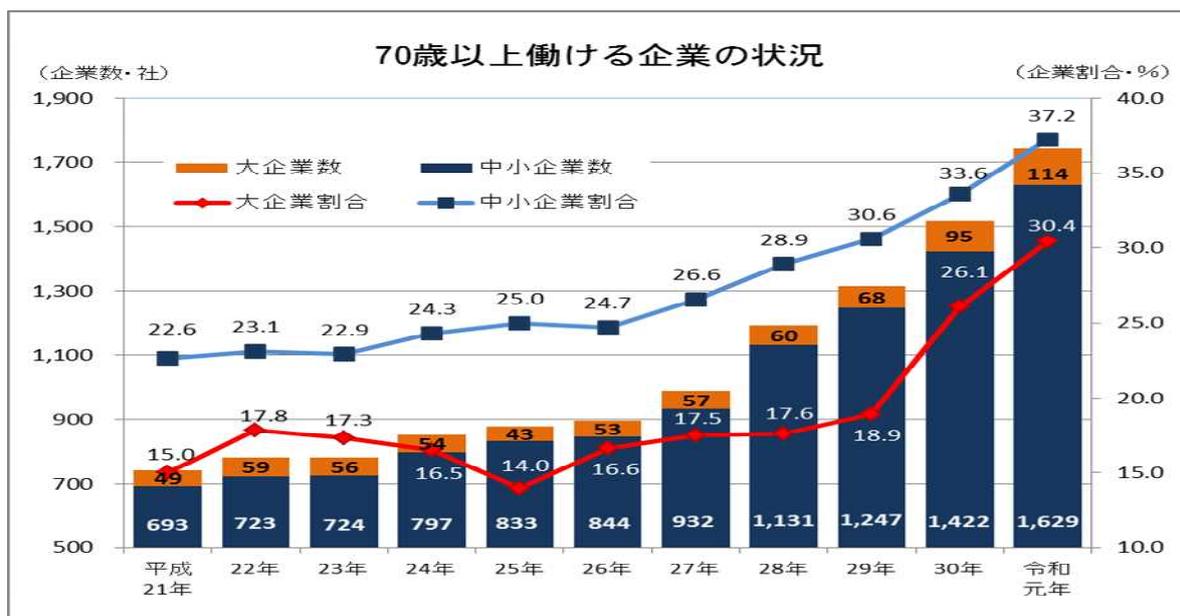
- ① 中小企業では787社[139社増加]、18.0%[2.7ポイント増加]、
- ② 大企業では24社[4社増加]、6.4%[0.9ポイント増加]となっている。



### (2) 70歳以上働ける制度のある企業の状況【表8参照】

70歳以上働ける制度のある企業は、1,743社[226社増加]、報告した全ての企業に占める割合は36.6%[3.6ポイント増加]となっている。

- ① 中小企業では1,629社[207社増加]、37.2%[3.6ポイント増加]、
- ② 大企業では114社[19社増加]、30.4%[4.3ポイント増加]となっている。

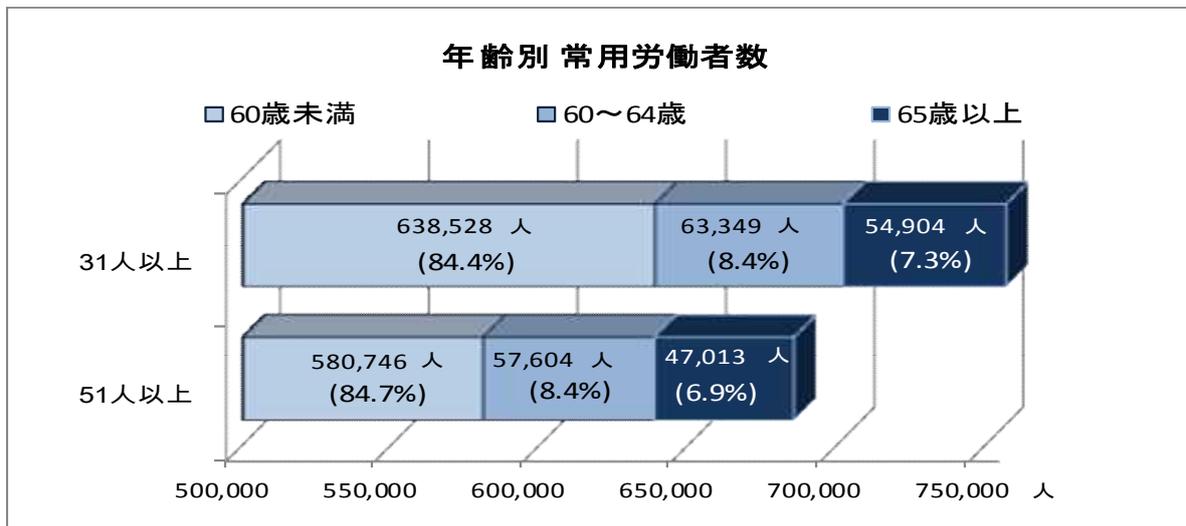


## 5 高年齢労働者の状況

### (1) 年齢階級別の常用労働者数について【表9参照】

31人以上規模企業における常用労働者数756,781人のうち、60歳以上の常用労働者数は118,253人で全常用労働者の15.6%を占めている。

年齢階級別に見ると、60～64歳が63,349人(8.4%)、65～69歳が35,244人(4.7%)、70歳以上が19,660人(2.6%)となっている。



### (2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移【表9参照】

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は104,617人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、80,236人(329.1%)増加している。

全労働者に対する割合は15.3%となり、平成17年から9.2ポイント増加した。

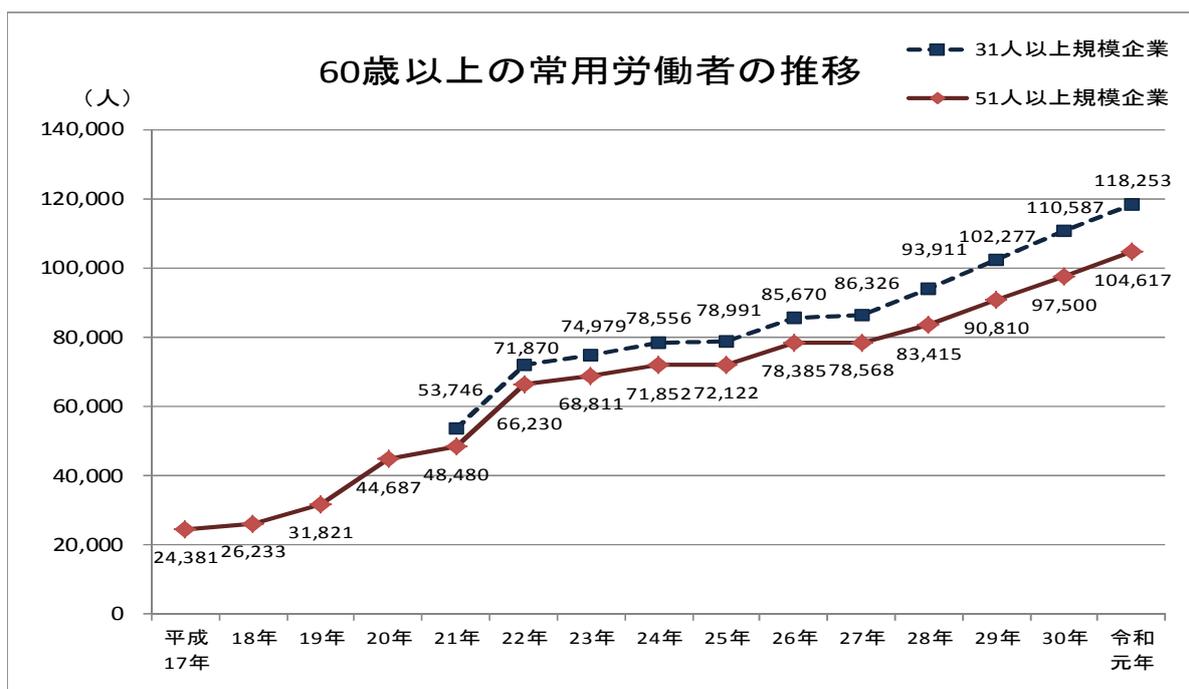


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31~300人	4,376	(4,218)	7	(18)	4,383	(4,236)
	99.8%	(99.6%)	0.2%	(0.4%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	1,831	(1,771)	6	(12)	1,837	(1,783)
	99.7%	(99.3%)	0.3%	(0.7%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	2,545	(2,447)	1	(6)	2,546	(2,453)
	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	375	(364)	0	(0)	375	(364)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	4,751	(4,582)	7	(18)	4,758	(4,600)
	99.9%	(99.6%)	0.1%	(0.4%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	2,920	(2,811)	1	(6)	2,921	(2,817)
	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)	100.0%	(100.0%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本票の「51~300人」及び「51人以上総計」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

規模別		①実施済企業割合		②未実施企業割合				
	31~50人	99.7%	(99.3%)	0.3%	(0.7%)			
51~100人	99.9%	(99.7%)	0.1%	(0.3%)				
101~300人	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.2%)				
301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
合計	99.9%	(99.6%)	0.1%	(0.4%)				
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上			
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
建設業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
製造業	100.0%	(99.7%)	100.0%	(99.8%)	0.0%	(0.3%)	0.0%	(0.2%)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
運輸、郵便業	99.8%	(99.5%)	100.0%	(100.0%)	0.2%	(0.5%)	0.0%	(0.0%)
卸売業、小売業	99.5%	(99.7%)	99.7%	(99.7%)	0.5%	(0.3%)	0.3%	(0.3%)
金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
不動産業、物品賃貸業	100.0%	(98.7%)	100.0%	(97.6%)	0.0%	(1.3%)	0.0%	(2.4%)
学術研究、専門・技術サービス業	98.9%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	1.1%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(98.2%)	100.0%	(98.7%)	0.0%	(1.8%)	0.0%	(1.3%)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
教育、学習支援業	100.0%	(97.9%)	100.0%	(98.8%)	0.0%	(2.1%)	0.0%	(1.2%)
医療、福祉	99.9%	(99.5%)	100.0%	(99.8%)	0.1%	(0.5%)	0.0%	(0.2%)
複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
サービス業(他に分類されないもの)	99.8%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.2%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
その他	100.0%	-	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-
合計	99.9%	(99.6%)	100.0%	(99.8%)	0.1%	(0.4%)	0.0%	(0.2%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
31~300人	235 (213)	1,182 (1,074)	2,959 (2,931)	4,376 (4,218)
	5.4% (5.0%)	27.0% (25.5%)	67.6% (69.5%)	100.0% (100.0%)
31~50人	146 (144)	524 (495)	1,161 (1,132)	1,831 (1,771)
	8.0% (8.1%)	28.6% (28.0%)	63.4% (63.9%)	100.0% (100.0%)
51~300人	89 (69)	658 (579)	1,798 (1,799)	2,545 (2,447)
	3.5% (2.8%)	25.9% (23.7%)	70.6% (73.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (4)	63 (54)	309 (306)	375 (364)
	0.8% (1.1%)	16.8% (14.8%)	82.4% (84.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	238 (217)	1,245 (1,128)	3,268 (3,237)	4,751 (4,582)
	5.0% (4.7%)	26.2% (24.6%)	68.8% (70.6%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	92 (73)	721 (633)	2,107 (2,105)	2,920 (2,811)
	3.2% (2.6%)	24.7% (22.5%)	72.2% (74.9%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度	② 基準該当者65歳以上の 継続雇用制度 (経過措置適用企業)	合計(①+②)
31~300人	2,282 (2,196)	677 (735)	2,959 (2,931)
	77.1% (74.9%)	22.9% (25.1%)	100.0% (100.0%)
31~50人	989 (927)	172 (205)	1,161 (1,132)
	85.2% (81.9%)	14.8% (18.1%)	100.0% (100.0%)
51~300人	1,293 (1,269)	505 (530)	1,798 (1,799)
	71.9% (70.5%)	28.1% (29.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	167 (153)	142 (153)	309 (306)
	54.0% (50.0%)	46.0% (50.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	2,449 (2,349)	819 (888)	3,268 (3,237)
	74.9% (72.6%)	25.1% (27.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	1,460 (1,422)	647 (683)	2,107 (2,105)
	69.3% (67.6%)	30.7% (32.4%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業						小計 (②~⑦)	合計 (①~⑦)
		② 自社、 親会社・ 子会社	③ 自社、 関連会社等	④ 自社、 親会社・ 子会社、 関連会社等	⑤ 親会社・ 子会社	⑥ 親会社・ 子会社、 関連会社等	⑦ 関連会社 等		
31~300人	2,859 (2,829)	61 (57)	11 (18)	19 (18)	5 (5)	0 (1)	4 (3)	100 (102)	2,959 (2,931)
	96.6% (96.5%)	2.1% (1.9%)	0.4% (0.6%)	0.6% (0.6%)	0.2% (0.2%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	3.4% (3.5%)	100.0% (100.0%)
31~50人	1,139 (1,102)	9 (9)	7 (8)	4 (9)	1 (2)	0 (0)	1 (2)	22 (30)	1,161 (1,132)
	98.1% (97.3%)	0.8% (0.8%)	0.6% (0.7%)	0.3% (0.8%)	0.1% (0.2%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.2%)	1.9% (2.7%)	100.0% (100.0%)
51~300人	1,720 (1,727)	52 (48)	4 (10)	15 (9)	4 (3)	0 (1)	3 (1)	78 (72)	1,798 (1,799)
	95.7% (96.0%)	2.9% (2.7%)	0.2% (0.6%)	0.8% (0.5%)	0.2% (0.2%)	0.0% (0.1%)	0.2% (0.1%)	4.3% (4.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	273 (265)	23 (18)	0 (3)	11 (17)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	36 (41)	309 (306)
	88.3% (86.6%)	7.4% (5.9%)	0.0% (1.0%)	3.6% (5.6%)	0.6% (1.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	11.7% (13.4%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	3,132 (3,094)	84 (75)	11 (21)	30 (35)	7 (08)	0 (1)	4 (3)	136 (143)	3,268 (3,237)
	95.8% (95.6%)	2.6% (2.3%)	0.3% (0.6%)	0.9% (1.1%)	0.2% (0.2%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.1%)	4.2% (4.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	1,993 (1,992)	75 (66)	4 (13)	26 (26)	6 (06)	0 (1)	3 (1)	114 (113)	2,107 (2,105)
	94.6% (94.6%)	3.6% (3.1%)	0.2% (0.6%)	1.2% (1.2%)	0.3% (0.3%)	0.0% (0.0%)	0.1% (0.0%)	5.4% (5.4%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用 されなかった者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	1,799	6,415	5,658	88.2% (88.1%)	158	2.5% (3.4%)	750	11.7% (11.8%)	7	0.1% (0.1%)	911
うち女性	901	2,343	2,145	91.5% (90.2%)	15	0.6% (2.3%)	198	8.5% (9.7%)	0	0.0% (0.1%)	200

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※過去1年間(平成30年6月1日から令和元年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

※「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表4-2 経過措置企業に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継 続雇用された者)		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を 希望しない者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で 基準適用年齢到達者(63歳) がいる企業	334	1,522	1,426	93.7% (90.9%)	70	4.6% (6.7%)	26	1.7% (2.4%)
うち女性	131	340	323	95.0% (91.5%)	15	4.4% (6.9%)	2	0.6% (1.6%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※平成30年6月1日から令和元年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳、63歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

表5 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての 企業
		65歳	66～69歳	70歳以上		
31～300人	235 (213)	1,040 (949)	58 (49)	84 (76)	1,417 (1,287)	4,383 (4,236)
	5.4% (5.0%)	23.7% (22.4%)	1.3% (1.2%)	1.9% (1.8%)	32.3% (30.4%)	100.0% (100.0%)
31～50人	146 (144)	458 (431)	25 (23)	41 (41)	670 (639)	1,837 (1,783)
	7.9% (8.1%)	24.9% (24.2%)	1.4% (1.3%)	2.2% (2.3%)	36.5% (35.8%)	100.0% (100.0%)
51～300人	89 (69)	582 (518)	33 (26)	43 (35)	747 (648)	2,546 (2,453)
	3.5% (2.8%)	22.9% (21.1%)	1.3% (1.1%)	1.7% (1.4%)	29.3% (26.4%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (4)	60 (52)	0 (1)	3 (1)	66 (58)	375 (364)
	0.8% (1.1%)	16.0% (14.3%)	0.0% (0.3%)	0.8% (0.3%)	17.6% (15.9%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	238 (217)	1,100 (1,001)	58 (50)	87 (77)	1,483 (1,345)	4,758 (4,600)
	5.0% (4.7%)	23.1% (21.8%)	1.2% (1.1%)	1.8% (1.7%)	31.2% (29.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	92 (73)	642 (570)	33 (27)	46 (36)	813 (706)	2,921 (2,817)
	3.1% (2.6%)	22.0% (20.2%)	1.1% (1.0%)	1.6% (1.3%)	27.8% (25.1%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※「②65歳以上定年」は表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 65歳以上定年	③ 希望者全員65歳以上 の継続雇用制度	合計 (①+②+③)	報告した全ての企業
31～300人	235 (213)	1,182 (1,074)	2,282 (2,196)	3,699 (3,483)	4,383 (4,236)
	5.4% (5.0%)	27.0% (25.4%)	52.1% (51.8%)	84.4% (82.2%)	100.0% (100.0%)
31～50人	146 (144)	524 (495)	989 (927)	1,659 (1,566)	1,837 (1,783)
	7.9% (8.1%)	28.5% (27.8%)	53.8% (52.0%)	90.3% (87.8%)	100.0% (100.0%)
51～300人	89 (69)	658 (579)	1,293 (1,269)	2,040 (1,917)	2,546 (2,453)
	3.5% (2.8%)	25.8% (23.6%)	50.8% (51.7%)	80.1% (78.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (4)	63 (54)	167 (153)	233 (211)	375 (364)
	0.8% (1.1%)	16.8% (14.8%)	44.5% (42.0%)	62.1% (58.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	238 (217)	1,245 (1,128)	2,449 (2,349)	3,932 (3,694)	4,758 (4,600)
	5.0% (4.7%)	26.2% (24.5%)	51.5% (51.1%)	82.6% (80.3%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	92 (73)	721 (633)	1,460 (1,422)	2,273 (2,128)	2,921 (2,817)
	3.1% (2.6%)	24.7% (22.5%)	50.0% (50.5%)	77.8% (75.5%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表7 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上定年	③ 希望者全員 66歳以上	④ 基準該当者 66歳以上	⑤ その他の制度で 66歳以上 まで雇用	合計① (①~③)	合計② (①~⑤)	報告した全ての 企業
31~300人	235 (213)	142 (125)	410 (310)	596 (603)	324 (239)	787 (648)	1,707 (1,490)	4,383 (4,236)
	5.4% (5.0%)	3.2% (3.0%)	9.4% (7.3%)	13.6% (14.2%)	7.4% (5.6%)	18.0% (15.3%)	38.9% (35.2%)	100.0% (100.0%)
31~50人	146 (144)	66 (64)	192 (143)	220 (229)	114 (81)	404 (351)	738 (661)	1,837 (1,783)
	7.9% (8.1%)	3.6% (3.6%)	10.5% (8.0%)	12.0% (12.8%)	6.2% (4.5%)	22.0% (19.7%)	40.2% (37.1%)	100.0% (100.0%)
51~300人	89 (69)	76 (61)	218 (167)	376 (374)	210 (158)	383 (297)	969 (829)	2,546 (2,453)
	3.5% (2.8%)	3.0% (2.5%)	8.6% (6.8%)	14.8% (15.2%)	8.2% (6.4%)	15.0% (12.1%)	38.1% (33.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (4)	3 (2)	18 (14)	59 (51)	39 (29)	24 (20)	122 (100)	375 (364)
	0.8% (1.1%)	0.8% (0.5%)	4.8% (3.8%)	15.7% (14.0%)	10.4% (8.0%)	6.4% (5.5%)	32.5% (27.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	238 (217)	145 (127)	428 (324)	655 (654)	363 (268)	811 (668)	1,829 (1,590)	4,758 (4,600)
	5.0% (4.7%)	3.0% (2.8%)	9.0% (7.0%)	13.8% (14.2%)	7.6% (5.8%)	17.0% (14.5%)	38.4% (34.6%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	92 (73)	79 (63)	236 (181)	435 (425)	249 (187)	407 (317)	1,091 (929)	2,921 (2,817)
	3.1% (2.6%)	2.7% (2.2%)	8.1% (6.4%)	14.9% (15.1%)	8.5% (6.6%)	13.9% (11.3%)	37.4% (33.0%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表8 70歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上定年	③ 希望者全員 70歳以上	④ 基準該当者 70歳以上	⑤ その他の制度で 70歳以上 まで雇用	合計① (①~③)	合計② (①~⑤)	報告した全ての 企業
31~300人	235 (213)	84 (76)	400 (303)	592 (595)	318 (235)	719 (592)	1,629 (1,422)	4,383 (4,236)
	5.4% (5.0%)	1.9% (1.8%)	9.1% (7.2%)	13.5% (14.0%)	7.3% (5.5%)	16.4% (14.0%)	37.2% (33.6%)	100.0% (100.0%)
31~50人	146 (144)	41 (41)	191 (140)	216 (235)	113 (81)	378 (325)	707 (641)	1,837 (1,783)
	7.9% (8.1%)	2.2% (2.3%)	10.4% (7.9%)	11.8% (13.2%)	6.2% (4.5%)	20.6% (18.2%)	38.5% (36.0%)	100.0% (100.0%)
51~300人	89 (69)	43 (35)	209 (163)	376 (360)	205 (154)	341 (267)	922 (781)	2,546 (2,453)
	3.5% (2.8%)	1.7% (1.4%)	8.2% (6.6%)	14.8% (14.7%)	8.1% (6.3%)	13.4% (10.9%)	36.2% (31.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (4)	3 (1)	16 (13)	55 (48)	37 (29)	22 (18)	114 (95)	375 (364)
	0.8% (1.1%)	0.8% (0.3%)	4.3% (3.6%)	14.7% (13.2%)	9.9% (8.0%)	5.9% (4.9%)	30.4% (26.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	238 (217)	87 (77)	416 (316)	647 (643)	355 (264)	741 (610)	1,743 (1,517)	4,758 (4,600)
	5.0% (4.7%)	1.8% (1.7%)	8.7% (6.9%)	13.6% (14.0%)	7.5% (5.7%)	15.6% (13.3%)	36.6% (33.0%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	92 (73)	46 (36)	225 (176)	431 (408)	242 (183)	363 (285)	1,036 (876)	2,921 (2,817)
	3.1% (2.6%)	1.6% (1.3%)	7.7% (6.2%)	14.8% (14.5%)	8.3% (6.5%)	12.4% (10.1%)	35.5% (31.1%)	100.0% (100.0%)

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上 (平成25年以降はうち70歳以上)	
規模企業 51人以上	平成17年	401,661人	(100.0)	24,381人	(100.0)	18,510人	(100.0)	5,871人	(100.0)
	平成18年	408,205人	(101.6)	26,233人	(107.6)	18,878人	(102.0)	7,355人	(125.3)
	平成19年	426,681人	(106.2)	31,821人	(130.5)	21,991人	(118.8)	9,830人	(167.4)
	平成20年	501,565人	(124.9)	44,687人	(183.3)	31,039人	(167.7)	13,648人	(232.5)
	平成21年	480,325人	(119.6)	48,480人	(198.8)	32,543人	(175.8)	15,937人	(271.5)
	平成22年	583,341人	(145.2)	66,230人	(271.6)	48,508人	(262.1)	17,722人	(301.9)
	平成23年	586,441人	(146.0)	68,811人	(282.2)	52,239人	(282.2)	16,572人	(282.3)
	平成24年	599,137人	(149.2)	71,852人	(294.7)	53,718人	(290.2)	18,134人	(308.9)
	平成25年	595,116人	(148.2)	72,122人	(295.8)	52,569人	(284.0)	19,553人	(4,823人) (333.0)
	平成26年	621,855人	(154.8)	78,385人	(321.5)	54,330人	(293.5)	24,055人	(5,895人) (409.7)
	平成27年	612,300人	(152.4)	78,568人	(322.3)	52,457人	(283.4)	26,111人	(6,744人) (444.7)
	平成28年	631,370人	(157.2)	83,415人	(342.1)	53,148人	(287.1)	30,267人	(8,055人) (515.5)
	平成29年	657,869人	(163.8)	90,810人	(372.5)	55,071人	(297.5)	35,739人	(10,517人) (608.7)
	平成30年	671,251人	(167.1)	97,500人	(399.9)	55,394人	(299.3)	42,106人	(13,553人) (717.2)
令和元年	685,363人	(170.6)	104,617人	(429.1)	57,604人	(311.2)	47,013人	(16,373人) (800.8)	
規模企業 31人以上	平成21年	521,905人	(100.0)	53,746人	(100.0)	36,060人	(100.0)	17,686人	(100.0)
	平成22年	625,905人	(119.9)	71,870人	(133.7)	52,310人	(145.1)	19,560人	(110.6)
	平成23年	629,798人	(120.7)	74,979人	(139.5)	56,456人	(156.6)	18,523人	(104.7)
	平成24年	647,012人	(124.0)	78,556人	(146.2)	58,058人	(161.0)	20,498人	(115.9)
	平成25年	644,244人	(123.4)	78,991人	(147.0)	56,730人	(157.3)	22,261人	(5,597人) (125.9)
	平成26年	672,171人	(128.8)	85,670人	(159.4)	58,622人	(162.6)	27,048人	(6,787人) (152.9)
	平成27年	664,456人	(127.3)	86,326人	(160.6)	56,714人	(157.3)	29,612人	(7,759人) (167.4)
	平成28年	695,141人	(133.2)	93,911人	(174.7)	58,244人	(161.5)	35,667人	(9,731人) (201.7)
	平成29年	724,516人	(138.8)	102,277人	(190.3)	60,348人	(167.4)	41,929人	(12,649人) (237.1)
	平成30年	741,155人	(142.0)	110,587人	(205.8)	60,980人	(169.1)	49,607人	(16,513人) (280.5)
	令和元年	756,781人	(145.0)	118,253人	(220.0)	63,349人	(175.7)	54,904人	(19,660人) (310.4)

※( )は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)

表10 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置導入企業割合	希望者全員が66歳以上まで働ける企業割合	70歳以上まで働ける企業割合
北海道	99.8% (99.7%)	31.3% (26.4%)	29.5% (24.8%)
青森	99.9% (100.0%)	35.7% (32.2%)	32.8% (29.2%)
岩手	99.7% (99.6%)	35.9% (31.7%)	34.0% (29.6%)
宮城	99.9% (99.7%)	33.2% (29.9%)	30.4% (27.3%)
秋田	99.9% (99.9%)	45.5% (42.4%)	43.7% (40.0%)
山形	99.9% (99.7%)	29.8% (25.4%)	27.9% (23.6%)
福島	99.7% (99.7%)	32.0% (28.4%)	29.3% (25.7%)
茨城	100.0% (99.9%)	31.4% (26.8%)	29.5% (25.2%)
栃木	100.0% (100.0%)	31.1% (28.5%)	29.2% (26.8%)
群馬	99.9% (99.7%)	30.2% (27.3%)	28.6% (25.7%)
埼玉	99.5% (99.6%)	34.3% (30.6%)	32.5% (28.7%)
千葉	99.9% (99.6%)	38.4% (34.6%)	36.6% (33.0%)
東京	99.8% (99.8%)	23.7% (20.5%)	22.3% (19.2%)
神奈川	99.9% (99.9%)	28.6% (25.6%)	26.9% (23.9%)
新潟	99.9% (99.8%)	33.8% (30.4%)	32.0% (28.6%)
富山	100.0% (100.0%)	37.4% (35.2%)	35.2% (33.2%)
石川	99.8% (99.8%)	28.4% (25.6%)	26.7% (24.3%)
福井	99.8% (100.0%)	30.5% (27.5%)	28.0% (25.2%)
山梨	100.0% (100.0%)	30.0% (26.7%)	28.7% (25.7%)
長野	99.9% (100.0%)	34.3% (31.2%)	32.3% (29.5%)
岐阜	99.9% (99.9%)	38.0% (34.9%)	35.8% (32.7%)
静岡	99.8% (99.5%)	33.4% (29.9%)	31.3% (27.9%)
愛知	99.9% (99.9%)	33.3% (30.2%)	31.3% (28.1%)
三重	100.0% (100.0%)	35.2% (32.3%)	33.2% (30.5%)
滋賀	99.7% (99.4%)	31.7% (29.4%)	29.4% (26.9%)
京都	99.9% (99.5%)	28.6% (25.2%)	27.2% (23.9%)
大阪	99.8% (99.6%)	27.4% (25.2%)	25.6% (23.6%)
兵庫	99.9% (99.7%)	27.6% (25.3%)	25.5% (23.3%)
奈良	99.5% (99.2%)	38.0% (33.6%)	35.2% (30.9%)
和歌山	100.0% (99.7%)	32.7% (30.2%)	30.3% (28.0%)
鳥取	100.0% (99.9%)	30.6% (28.9%)	27.3% (26.4%)
島根	100.0% (100.0%)	39.7% (35.6%)	37.3% (33.5%)
岡山	99.8% (99.7%)	32.7% (28.3%)	30.5% (26.7%)
広島	99.5% (99.3%)	32.0% (28.0%)	30.0% (26.1%)
山口	99.9% (99.9%)	37.1% (33.4%)	35.2% (31.7%)
徳島	100.0% (99.8%)	34.5% (32.6%)	32.1% (30.1%)
香川	100.0% (99.9%)	34.9% (31.8%)	32.5% (29.0%)
愛媛	99.7% (99.7%)	33.4% (30.5%)	32.4% (29.4%)
高知	100.0% (99.8%)	28.7% (25.6%)	27.4% (24.2%)
福岡	100.0% (99.9%)	32.2% (29.1%)	30.6% (27.7%)
佐賀	99.8% (99.7%)	30.8% (28.0%)	28.0% (25.1%)
長崎	99.1% (99.7%)	31.8% (28.7%)	30.8% (27.6%)
熊本	99.8% (99.7%)	31.0% (27.1%)	28.9% (24.9%)
大分	100.0% (100.0%)	40.1% (36.3%)	37.5% (33.5%)
宮崎	99.9% (100.0%)	37.5% (33.9%)	35.2% (31.8%)
鹿児島	99.5% (99.5%)	33.9% (30.0%)	31.5% (28.1%)
沖縄	99.4% (99.5%)	25.6% (22.6%)	24.6% (21.7%)
全国計	99.8% (99.8%)	30.8% (27.6%)	28.9% (25.8%)

※31人以上規模企業の状況

※( )内は、平成30年6月1日現在の数値。

※本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本票の「雇用確保措置導入企業割合」については、小数点第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

# 「65歳超雇用推進助成金」のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高年齢者の雇用推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースに分けられます。

## Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

**概要** A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定め廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。

**支給額** 定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、下表の金額を支給します。

【 A. 65歳以上への定年引上げ 】 【 B. 定年の定め廃止 】 ( ) は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	A				B
	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定め 廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

【 C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入 】 ( ) は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	C			
	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

(注)定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額は、いずれか高い額のみとなります。

### 主な 支給要件

- 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- 制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。
- 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者\*が1人以上いること。  
\*短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。
- 高年齢者雇用推進員の選任及び次の(a)から(g)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること。  
【高年齢者雇用管理に関する措置】  
(a)職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b)作業施設・方法の改善  
(c)健康管理、安全衛生の配慮 (d)職域の拡大 (e)知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善  
(f)賃金体系の見直し (g)勤務時間制度の弾力化

### 受給手続きの流れ



## Ⅱ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

### 概要

**高年齢者向けの雇用管理制度の整備等**に係る措置を実施した事業主に対して一部費用の助成を行うコースです。（実施期間：1年以内）  
対象となる措置は以下の通りです。

#### 高年齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置

- 高年齢者の職業能力を評価する仕組み及びこれを活用した賃金・人事処遇制度の導入又は改善
- 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入又は改善
- 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- 法定外の健康管理制度の導入 等

### 支給額

雇用管理制度の整備等の実施に要した経費<sup>※1</sup>の額に、次の助成率を乗じた額

	中小企業事業主の助成率	中小企業事業主以外の助成率
生産性要件(※2)を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%

※1 雇用管理制度の整備等の実施に要した経費は、雇用管理制度の導入又は見直しに必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費です。初回に限り30万円とみなします。2回目以降の申請は、30万円を上限とする経費の実費を対象経費とします。

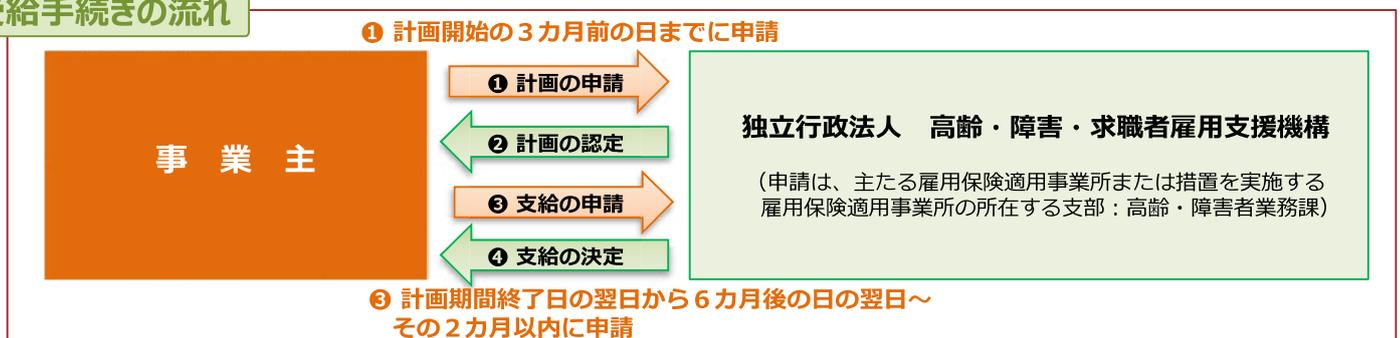
※2 生産性要件の詳細については、こちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

### 主な支給要件

- 「雇用管理整備計画書」を（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けていること。
  - 上記計画に基づき、高年齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況及び雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
  - 雇用管理整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。
  - 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者<sup>※3</sup>であって、講じられた高年齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること。
- ※3 短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。
- 雇用管理整備の措置の実施に要した支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと。

### 受給手続きの流れ



## Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

### 概要

**50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換**させた事業主に対して助成を行うコースです。

### 支給額

対象労働者一人につき※1、下表の金額を支給します。

<>内は生産性要件（※2）を満たした事業主に適用される数値

中小企業	中小企業以外
<b>48万円</b> <60万円>	<b>38万円</b> <48万円>

※1 支給申請年度1適用事業所当たり10人までとします。

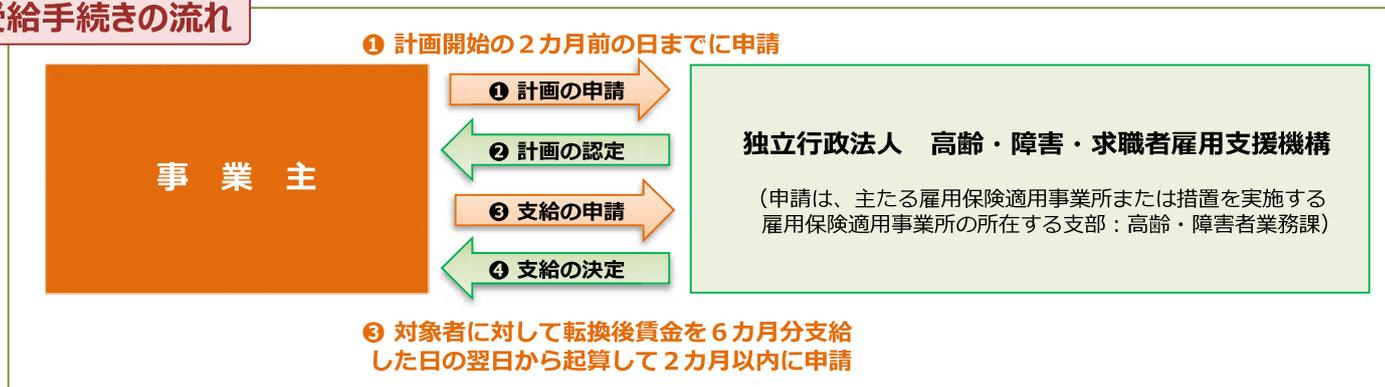
※2 生産性要件の詳細については、こちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

### 主な 支給要件

- 「無期雇用転換計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出し、計画内容について認定を受けていること。
- 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度※3を労働協約または就業規則その他これに準ずるものに規定していること。  
※3 実施時期が明示され、かつ有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものに限ります。
- 上記（2）の制度の規定に基づき、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者※4を無期雇用労働者に転換すること。  
※4 無期雇用転換日において64歳以上の者はこの助成金の対象労働者になりません。
- 上記（2）により転換された労働者を、転換後6カ月以上の期間継続して雇用し、当該労働者に対して転換後6カ月分の賃金※5を支給すること。  
※5 通常勤務をした日数が11日未満の月は除きます。
- 無期雇用転換計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。

### 受給手続きの流れ



## 注意事項（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース共通）

- 助成金の申請に関して、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が調査をしたり、報告を求めたりする場合があります。期限までに機構の求める書類が提出されない場合、助成金は支給しません。
- 不正受給を行った事業主は助成金の返還を求められることがあります。また、不正を行った事業主名等を機構のホームページで公表し、悪質な場合は刑事事件として告発することがあります。
- 機構に提出した書類や添付資料の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

この助成金の支給要件や手続き等の詳細については、都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へお問い合わせください。

## 相談・申請の窓口一覧（各都道府県の支部高齢・障害者業務課）

	所在地	電話番号
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望ヶ丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	〒634-0033 橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

◆助成金の詳細は、厚生労働省と（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページにも掲載しています。

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>

【独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構】 <http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/>